

第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第五条関係）

（イ）（表面）

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2（略）

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第四条第二項の規定による命令に違反した者
- 三 五（略）

植物防疫官証

（植物防疫法第五条第一項の規定による証票）

（裏面）

第 号 年 月 日交付

植物防疫官

農林水  
産省印

官 氏 生  
職 名 年  
日 月 日

写真

植物防疫法（抄）

第三条 この法律に規定する検査又は防除に従事させるため、農林水産省に植物防疫官を置く。

2・3（略）

第四条 植物防疫官は、有害動物又は有害植物が附着しているおそれがある植物又は容器包装があると認めるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機に立ち入り、当該植物及び容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該植物又は容器包装を無償で集取することができる。

2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認められた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該植物、容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機を所有し、又は管理する者に

3・4（略）

対し、その消毒を命ずることができる。

(口)(表面)

植物防疫員証  
(植物防疫法第五条第一項の規定による証票)

(裏面)

第 号 年 月 日交付

植物防疫員

農林水産省印

生氏所  
年 氏 所  
月 名 属  
日 名 属

写真

植物防疫法(抄)

第三条(略)  
植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助させるため、農林水産省に植物防疫員を置くことができる。

3(略)

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2(略)

本様式：部改正(昭和二十七年四月農林省令二〇号・四九年一〇月四六号・五三年七月四九号・平成九年三月農林水産省令九号・一九九年三月二二号・令和元年六月一〇号)